

# 委託業務仕様書

## 1 委託業務名：令和5年度災害廃棄物処理計画等研修事業委託業務

## 2 目的

各都道府県及び市町村は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の2第1項に規定する基本方針に基づき、環境省の「災害廃棄物対策指針（平成30年3月改定）」を踏まえ、災害廃棄物処理計画を策定する必要がある。

本事業は、災害発生時に廃棄物処理を円滑に実施するため、災害廃棄物の処理主体である市町村の災害廃棄物処理計画の策定を支援し、また、現場を担う職員の災害時マネジメント能力の向上に資することを目的とする。

## 3 履行期間

契約締結の日から令和6年3月15日まで

## 4 委託業務の内容

以下の「市町村災害廃棄物処理計画策定に係る研修会」（以下「研修会」という。）の企画・運営を主体的に行うこと。業務内容にはプログラム作成、資料作成、講師調整、会場設営・準備、司会進行、議事録の作成、アンケートの取りまとめを含む。

また、研修会等の実施に係る費用の支出等に関する事務を行うこととし、当該費用には講師の旅費及び謝礼金、会場使用料の支払いを含む。なお、本事業の委託費には、研修会等の運営に関する費用一切を含むものとする。（受講者の旅費は除く。）

なお、研修会の企画にあたっては、沖縄県環境部環境整備課と十分に調整を行うこと。

### 「市町村災害廃棄物処理計画策定に係る研修会」

(1) 対象：市町村災害廃棄物担当職員、県内廃棄物関係団体職員

(2) 規模：30～40人程度

(3) 開催時期：令和6年1月中旬

(4) 場所：那覇市内会議室

(5) 内容

#### ア 座学

災害経験のある市町村職員等の講話、災害廃棄物対策指針（平成30年3月改定）及び市町村災害廃棄物処理計画等の説明を行う。

#### イ 演習

災害廃棄物処理対応で直面する課題や各市町村の災害廃棄物処理計画の意義・必要性への理解を深めるため、災害時の対応及び平時の対策についての演習を行う。演習内容は、沖縄県環境部環境整備課と協議し、決定する。

ウ まとめ

参加者各自の市町村計画への落とし込みの支援を行う。

エ その他

沖縄県環境整備課からの研修会参加者向けの連絡事項に関する事務を行う。

5 成果品

(1) 報告書を以下のとおり提出すること。

ア 冊子を1部、電子データ（記録メディア）を2式提出すること。

イ 記録メディアはCD-R又はDVD-Rとし、電子データはAdobe PDF、Microsoft Word、Microsoft PowerPoint又はMicrosoft Excelの形式で記録すること。

なお、報告書には、研修会等資料、研修会記録や研修手法等の実施記録、アンケート結果に加え、関連情報等の付加情報の掲載を想定しておくこと。また、作成に当たっては、沖縄県環境部環境整備課と十分に調整を行うこと。

6 業務実施計画書の提出

委託契約後14日以内に業務実施計画書を沖縄県環境部環境整備課に提出すること。  
計画を変更する場合も同様とする。

7 著作権等の扱い

(1) 成果品に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、沖縄県が保有するものとする。

(2) 成果品に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作権等（以下「既存著作権」という。）は、個々の著作権者等に帰属するものとする。

(3) 納入される成果品に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

なお、成果品は、すべて公表対象であることを想定し、手続きを行うこと。

8 情報セキュリティの確保

受託者は、本業務の実施に関して、沖縄県等から要機密情報を提供された場合には、適切に取り扱うための措置を講ずること。

また、委託業務において受託者が作成する情報については、沖縄県環境部環境整備課の指示に応じて適切に取り扱うこと。

9 再委託の制限

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委託し、又は請負わせることはできない。

また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委託し、又は請負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情がある

ものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

○契約の主たる部分

契約金額の50%を超える業務

企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

契約の相手方を選定した理由と不可分の関係にある業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の競争入札参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(3) 再委託の範囲

本契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

○再委託により履行することのできる業務の範囲

ファシリテーション業務

その他（本契約は、一般競争入札の落札者を受注者とするため、落札者と協議を行い定める。）

(4) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による本県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

○その他、簡易な業務

資料の収集・整理

複写・印刷・製本

原稿・データの入力及び集計・速記

10 事業実施に係るその他事項

仕様書に疑義が生じたときやより難しい事由が生じたとき、あるいは仕様書に記載のない細部事項については、沖縄県環境部環境整備課と速やかに協議し、その指示に従うこと。